



第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

1 施策の体系

第3章で述べた4つの基本方針ごとに、基本施策、具体的施策を体系的に位置付けます。

基本方針	基本施策	具体的施策	番号
(1) 周辺の間々とも山すその緑の保全, マネジメント	自然環境や景観の保全	地域制緑地の保全	1
		地域制緑地の利活用の推進	2
		里地・里山の保全・再生	3
	農林業の振興	市域産木材の活用の推進	4
		農林業の担い手の育成	5
		農林地の持つ多面的機能の活用	6
(2) 市街地の緑の保全, 創出, 活用	農地の保全と活用	生産緑地地区制度の維持	7
		農地の有効活用	8
	社寺境内地等の民有緑地の保全	巨樹名木の保全	9
		景観重要樹木の指定	10
		記念物の指定・登録による保護	11
		緑地・庭園等の保全	12
	公園等の整備	街区公園等の身近な公園の整備	13
		借地型公園の整備	14
		公園の再整備の推進	15
		大規模公園, その他特色ある公園等の整備	16
		公園の維持管理の充実	17
		公園の多様な利活用の促進	18
	道路の緑の整備	新設・再整備道路における緑の整備	19
		駅前広場や交差点等における地域の顔となる緑の形成	20
		景観や季節感に配慮した街路樹の維持管理	21
		街路樹の良好な生育の確保	22
	その他公共公益施設の緑化の推進	学校緑化の推進	23
		公共公益施設の緑化の義務化	24
	民有地緑化の推進	緑化助成の推進	25
		市民・事業者との協働による民有地緑化の推進	26



基本方針	基本施策	具体的施策	番号
(3)水と緑のネットワークづくり	道路の緑のネットワーク	道路の緑の充実・ネットワークの形成	27
	水辺の保全, 創出, 活用	多自然川づくり	28
		親水性のある川づくり	29
		水のネットワークの形成	30
地表面被覆の改善	市街地における雨水浸透の推進	31	
(4)市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり	地球環境に資する取組の推進	森林バイオマスの活用の推進	32
		緑のリサイクルの推進	33
		地球温暖化対策推進のための基金制度等の活用	34
		生物多様性の保全及び持続可能な利用に資する取組の推進	35
	緑の文化の継承	庭園文化の普及・継承	36
		国内外に向けた緑に関する情報発信, 文化交流	37
		世界遺産等の観光名所に係る緑の情報発信	38
		木造建築物の建設の推進	39
		京野菜の振興	40
	緑化推進啓発活動の展開	緑地協定の締結の推進	41
		オープンガーデンの促進	42
		花と緑豊かな空間づくり	43
		区の花と木の選定	44
		情報媒体の活用等による緑化啓発	45
		緑化イベント・講習会の開催	46
		環境教育や自然体験学習の推進	47
	顕彰制度の充実	緑化コンクールや緑化推進功労者表彰の実施	48
	推進体制の整備	緑化・公園管理基金の拡充	49
		公園緑地審議会(仮称)の設置・運営	50
	人材の育成	緑のボランティアリーダーの育成	51
ボランティアとの連携や活動に対する支援		52	



2 施策の内容

(基本方針1) 周辺の山々と山すその緑の保全, マネジメント

～地球温暖化対策を推進し, 京都の歴史的景観を守り, 育てる～

基本施策：自然環境や景観の保全

番号	具体的施策	内容
1	地域制緑地の保全	地域制緑地については, 都市緑地法や古都保存法等に基づく地域地区の拡大を視野に入れつつ, 関係法令による規制等により良好な自然環境や景観の保全を図る。また, 法令による土地所有者から土地の買い入れの申出があった場合は, 対応をしていく。
2	地域制緑地の利活用の推進	特別緑地保全地区等において買い入れた土地をはじめ, 行政で管理している地域制緑地について, 危険木の除去, 除草, 病虫害防除等の維持管理作業の充実に努めるとともに, 遊歩道の設置や公園的整備を行って市民が緑に親しめるようにする。
3	里地・里山の保全・再生	京都の多様な里地・里山の緑について, ボランティアとの連携を図りながら, 地域特性や景観的な視点に配慮して保全・再生する。



大文字



「京都伝統文化の森推進事業」による取組



基本施策：農林業の振興

番号	具体的施策	内容
4	市域産木材の活用の推進	健全な森林を育成し、CO ₂ の吸収源、水源涵養機能等の森林の持つ多面的機能の増進を図るため、作業道網の整備等による森林生産基盤を充実させるとともに、市域産木材の需要拡大を促進する。
5	農林業の担い手の育成	緑の持つ多面的機能の増進を図るため、健全な農地、森林を育成し、農林業の担い手の育成・確保を促進する。
6	農林地の持つ多面的機能の活用	農林地を緑の空間や防災空間として保全するとともに、地域・学校での自然体験学習や生涯学習の場として、また、観光客が自然体験できる新たな観光資源として、地域おこしに寄与するよう、農林地を多面的に活用する。



木材市場の様子



北山杉



(基本方針2) 市街地の緑の保全、創出、活用

～ヒートアイランド対策・防災に資する都市の緑を創出する～

基本施策：農地の保全と活用

番号	具体的施策	内容
7	生産緑地地区制度の維持	市街化区域の優良農地については、生産緑地地区制度を維持し、計画的な保全を図る。
8	農地の有効活用	優良農地については、京野菜園等の様々な市民農園や観光農園の整備等により、有効活用を図る。

基本施策：社寺境内地等の民有緑地の保全

番号	具体的施策	内容
9	巨樹名木の保全	市街地の良好な緑の景観を形成し、地区のシンボルとなっているような樹木・樹林、川べりの並木などについて、樹木の所有者に対する優遇措置を行うことなどにより、保全を推進する。
10	景観重要樹木の指定	巨樹名木のうち、特に、良好な景観の形成に重要なものを、積極的に、景観法による景観重要樹木の指定を行う。
11	記念物の指定・登録による保護	社寺境内地や住宅地の庭園・樹木を、記念物として指定・登録していくとともに、点の保存を基本とするこれまでの考え方から、景観等の空間的な視点を合わせた指定を検討する。
12	緑地・庭園等の保全	市街地の貴重な民有地の緑や庭園等は、周辺の立地条件や相続等により、その維持が困難な場合が多いため、公有化やトラストによる保有等や市民等との協働による庭園等の維持管理方策を検討する。



農地の緑



京都市の保存樹



基本施策：公園等の整備

番号	具体的施策	内容
13	街区公園等の身近な公園の整備	市民の身近なレクリエーションの場の確保や、安心・安全なまちづくりを進めていく観点などから、街区公園やちびっこひろば等の地域の身近な公園を、歩いて行ける範囲に整備していく。また、公園の整備が困難な場合は、市民との協働により、借地による公園の整備を図るとともに、市内に多くある社寺境内地や教育・文化施設等のオープンスペースとしての活用手法を、関係者の理解と協力を得て検討する。なお、公園名については、近隣の市民により一層愛着を持ってもらえるよう、周辺地域の意見を踏まえながら検討していく。
14	借地型公園の整備	身近な公園等の整備に当たっては、買収を伴わず柔軟に用地確保ができ、さらに、予算負担の軽減も図れる借地型による公園の整備を積極的に推進する。
15	公園の再整備の推進	整備後長期間が経過した公園については、施設が老朽化していることや、周辺地域のニーズに合わなくなるなど、利用しにくくなっているため、地域の声を聞きながら、公園の再整備を計画的に推進する。
16	大規模公園、その他特色ある公園等の整備	京都の三方の山々等の自然や歴史的資源を活かした特色ある公園の整備を推進する。
17	公園の維持管理の充実	公園の機能の維持・向上を図るとともに、安心・安全な空間とするために、既存の公園樹木や施設等の維持管理を、市民との協働により強化していく。
18	公園の多様な利活用の促進	プレイパークの取組や、子どもからお年寄りまで多くの住民が公園での活動に主体的に関わることができる多種多様な公園の利活用を促進する。



街区公園（太秦下刑部公園）



大規模公園（宝が池公園子どもの楽園）



基本施策：道路の緑の整備

番号	具体的施策	内容
19	新設・再整備道路における緑の整備	新設または再整備する道路には積極的に街路樹を整備するとともに、幹線道路等の既存道路にも街路樹等の緑の整備を推進する（「道路の森」づくり）。なお、街路樹の整備は歩道部はもちろんのこと、中央分離帯においても原則行っていく。
20	駅前広場や交差点等における地域の顔となる緑の形成	地域の顔となる駅前広場や交差点などに、市民や来訪者がくつろぐことができる緑地帯を整備するとともに、地域の顔にふさわしいシンボルとなる樹木を植栽する。
21	景観や季節感に配慮した街路樹の維持管理	中央分離帯や広い歩道が整備されている幹線道路等においては、沿線の景観や見通し景観との調和を図った街路樹景観の形成に努めるとともに、季節感に配慮した街路樹の維持管理を図る。
22	街路樹の良好な生育の確保	街路樹の健全な生育や街路樹の根の浮き上がりによるバリアフリーへの影響を軽減するために、良好な生育基盤を確保する。



紅葉の街路樹

基本施策：その他公共公益施設の緑化の推進

番号	具体的施策	内容
23	学校緑化の推進	市街地の中でも比較的広い面積を有し、地域のシンボルとなっている学校における緑化（グリーンベルト、緑のカーテン等）を推進する。
24	公共公益施設の緑化の義務化	公共公益施設は、多くの市民が利用する施設であることから、質、量ともに模範となるように、緑化基準等を策定し、民有地に率先した緑化を推進する。



学校緑化（嵯峨小学校）



緑のカーテン（京都市役所）

基本施策：民有地緑化の推進

番号	具体的施策	内容
25	緑化助成の推進	住宅や事業所等の民有地の緑化を推進していくために、緑化助成事業（屋上，壁面，駐車場等を対象）の充実を図る。特に緑の少ない中心市街地やらかなん進都では，積極的に推進する。
26	市民・事業者との協働による民有地緑化の推進	特に中心市街地については，緑が少なく，かつ緑化余地も少ないため，法令に基づく緑化の義務化を市民・事業者に求める。また，税制面での優遇制度等の活用を図るなどの緑化誘導を行い，民有地緑化の一層の推進を図る。



民有地の屋上緑化



(基本方針3) 水と緑のネットワークづくり

～生態系ネットワーク，風の道を創出する～

基本施策：道路の緑のネットワーク

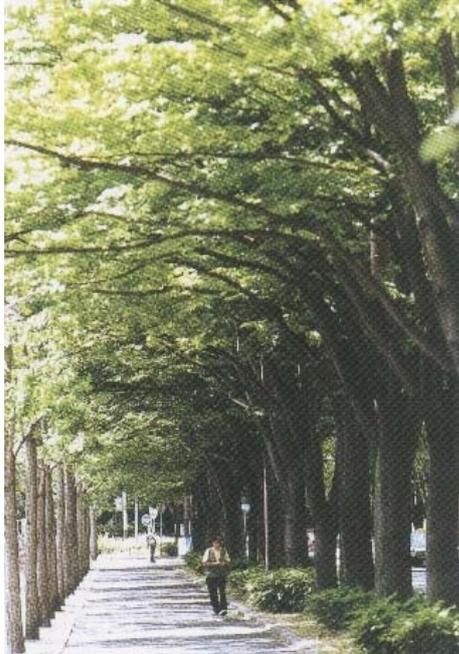
番号	具体的施策	内容
27	道路の緑の充実・ネットワークの形成	中心市街地に連続した街路樹等の道路の緑を創出（「京都・緑の回廊」）する。また，既存の道路の街路樹等の緑を充実（「道路の森」づくり）することにより，CO ₂ の吸収源対策の推進や都市での豊かな生態系ネットワークの形成を目指す。さらに，「風の道」を創出することにより，ヒートアイランド現象の緩和を推進する。なお，街路樹の整備は歩道部はもちろんのこと，中央分離帯においても原則行っていく。

基本施策：水辺の保全，創出，活用

番号	具体的施策	内容
28	多自然川づくり	河川の治水対策と併せて，水辺に固有な自然環境や生態系に配慮した河川整備を行う。
29	親水性のある川づくり	水とふれあい，生き物と親しめる河川や池沼を整備する。
30	水のネットワークの形成	小河川の水流の復活や保全等，まちづくりにも寄与する水のネットワークを創出する。

基本施策：地表面被覆の改善

番号	具体的施策	内容
31	市街地における雨水浸透の推進	市街化の進行によりコンクリートやアスファルトなどの水の不透透域が拡大し，地下水の涵養や都市防災に影響を及ぼしているため，緑化の推進等による緑地等の確保や雨水浸透施設の設置等により，雨水浸透域の確保を図る。



深緑の街路樹



多自然川づくり（有栖川）



水辺再生の取組（堀川）



高瀬川と高瀬舟



(基本方針4) 市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり

～京都力を結集し、かけがえのない緑を未来へ継承する～

基本施策：地球環境に資する取組の推進

番号	具体的施策	内容
32	森林バイオマスの活用の推進	間伐材や製材の生産過程で発生する端材等のエネルギー活用の研究開発と普及を推進する。
33	緑のリサイクルの推進	公共公益施設の樹木の維持管理等で発生した剪定枝等の堆肥化・チップ化を推進し、それらを積極的に利用するなど、緑のリサイクルに努めるとともに、市民や事業者も参加できるリサイクルシステムの構築を行う。
34	地球温暖化対策推進のための基金制度等の活用	CO ₂ の吸収源対策として、市民や事業者の協力による森林の保全や都市緑化のため、既存の基金制度等の活用を検討する。
35	生物多様性の保全及び持続可能な利用に資する取組の推進	京都の文化・歴史を育んできた植生をはじめとする本市域での生物情報の収集・整理を行うとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に資する取組を進める。

基本施策：緑の文化の継承

番号	具体的施策	内容
36	庭園文化の普及・継承	京都の多くの庭園を築いてきた造園技術や、華道・茶道における切花や路地における鉢物や盆栽などの園芸技術を普及・継承させていくために、イベント等による啓発活動を幅広く展開する。
37	国内外に向けた緑に関する情報発信，文化交流	京都の緑に関する技術や文化を広げていくために、国内外に向けた情報発信や文化交流を積極的に行っていく。
38	世界遺産等の観光名所に係る緑の情報発信	世界遺産をはじめとした観光名所には、京都を代表する緑が多くあり、国内外からの観光客に対してこれらに関する情報を積極的に発信することにより、緑に対する関心を高めてもらう。
39	木造建築物の建設の推進	町家建築，社寺建築，庭園文化等の木の文化が息づくまちづくりを推進するため，木造の公共施設の整備，伝統的な知恵と意匠による木造建築物の建設の促進，木造建築の技能継承等への取組支援等を行う。
40	京野菜の振興	京野菜のブランド力を高める取組や地産地消の取組を促進する。



軒先の鉢物



緑の参道



満開のシダレザクラ（京都御苑）



嵐山の雪化粧



緑の恵み 京野菜



基本施策：緑化推進啓発活動の展開

番号	具体的施策	内容
41	緑地協定の締結の推進	地域の緑を住民の合意のもとに新たに整備したり，保全するため，都市緑地法等に基づく緑地協定の締結を推進する。
42	オープンガーデンの促進	市民の緑への関心を高めるため，住宅の庭や事業所の緑を市民に公開するなどのオープンガーデンの取組を促進する。
43	花と緑豊かな空間づくり	公共公益施設等において，花木の植栽やコンテナ等を活用した花壇を整備したり，また，市民等による植樹を進めることにより，四季折々の草花を楽しめるみちづくりや花木による名所づくりを行って，まちなかに潤いを与えるとともに，花と緑の豊かな歩いて楽しいまちづくりを推進する。
44	区の花と木の選定	緑を通して，地域に誇りと愛着を感じてもらえるよう，区の歴史や地域性にちなむ「区の花と木」を選定する。
45	情報媒体の活用等による緑化啓発	緑化を推進するために，パンフレット，ホームページ等の情報媒体の活用等により，市民への緑化啓発を図る。
46	緑化イベント・講習会の開催	(財)京都市都市緑化協会の活用により，子どもからお年寄りまで幅広く参加できる緑に関する研修会や市民講座を開設し，緑化意識の普及啓発を図る。
47	環境教育や自然体験学習の推進	次世代を担う子ども達の感性を豊かにするため，長期宿泊・自然体験推進事業等，自然の中での体験やふれあいを通じて，緑を愛し，大切にすることを育む，環境教育や自然体験学習の機会を設ける。



街路樹を彩るコンテナ花壇



花いっぱい取組



基本施策：顕彰制度の充実

番号	具体的施策	内容
48	緑化コンクールや緑化推進功労者表彰の実施	緑のまちづくりに貢献した個人や団体を表彰したり、緑に対する優れた考え方や作品に対し表彰を行う緑化に関するコンクールの開催など、顕彰制度の充実を図る。



京都市都市緑化推進功労者表彰の事例（JR西大路駅前）

基本施策：推進体制の整備

施策番号	具体的施策	内容
49	緑化・公園管理基金の拡充	緑化助成事業や各種緑化推進啓発活動を積極的に展開していくために、その財源となる緑化・公園管理基金の拡充を図る。
50	公園緑地審議会（仮称）の設置・運営	公共公益施設の緑の整備から民有地の緑化推進に至るまで、公園緑地に係る取組を幅広く展開していくため、公園緑地審議会（仮称）を設置・運営する。

基本施策：人材の育成

施策番号	具体的施策	内容
51	緑のボランティアリーダーの育成	市民参加による里地・里山の保全・再生や都市緑化を推進するため、（財）京都市都市緑化協会と京都市との連携により、中心的役割を担う緑のボランティアリーダーの育成に関する取組を行う。
52	ボランティアとの連携や活動に対する支援	都市緑化活動等を積極的に進めるボランティアと行政、また、ボランティア同士の連携を深めるとともに、様々な支援制度の創設・充実を図る。また、（財）京都市都市緑化協会をボランティアの活動の拠点として活用していく。



3 柱となる施策

4つの基本方針別に、計画を確実に実現するために、先導的、重点的に取り組むべき施策を以下のとおり位置付けます。

基本方針	柱となる施策
<p>(1) 周辺の山々と山すその緑の保全、マネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市域産木材の活用の推進（森林の育成を図り、市域産木材の需要を高める。） ・農林業の担い手の育成
<p>(2) 市街地の緑の保全、創出、活用</p>	<p>【市街地の緑の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巨樹名木の保全（一定規模以上の樹木の所有者に対し、優遇措置を設ける。） ・景観法に基づく景観重要樹木の指定 <p>【市街地の緑の創出、活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借地型公園の整備（まちなかのコインパーキングの公園化等） ・公共公益施設の緑化の義務化 ・緑化助成の推進（屋上緑化、壁面緑化（緑のカーテン）等） ・市民・事業者との協働による民有地緑化の推進（「緑化地域」の指定）
<p>(3) 水と緑のネットワークづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の緑の充実・ネットワークの形成（新設・再整備道路への街路樹の整備、街路樹の連続化による緑のネットワークの形成（「道路の森」づくり、「京都・緑の回廊」等） ・まちづくりに寄与する水のネットワークの形成（小河川の水流の復活や保全等）
<p>(4) 市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のリサイクルの推進（公共公益施設の樹木の維持管理等で生じる剪定枝等の堆肥化・チップ化） ・庭園文化の普及・継承 ・木造建築物の建設の推進（平成の京町家） ・花と緑豊かな空間づくり（スポンサー花壇、市民の記念植樹奨励制度、花の名所づくり等） ・未来の緑を守り・育む子供たちへの環境教育や自然体験学習の推進 ・緑のボランティアリーダー（緑化推進委員）の育成（地域の人材づくり）